契約変更理由書

神戸市

工　事　名	妙法寺川（車地区）改修工事　その８

契約変更の理由

・管理用通路脇の用水路の設置を当初予定していたが、管理用通路の幅員が狭くなり工事用車両の進入に支障となるため廃止した。しかし、本川右岸の下流では過年度に既に用水路を施工しており、周辺田畑での用水路の路用が十分に見込まれることから、下流の用水路（過年度施工済み）への取水管整備工を増工する。

・本川との合流部（支川河川内）に仮配水管及び土嚢を設置し、仮設進入路を設置していた。仮設進入路撤去後、管理用通路を護岸天端高に合わせて嵩上げする予定であったが、嵩上げ後は管理用通路が急勾配となるため、後続工事で本工事と同じ箇所に仮設進入路を設置した際、車両の進入が困難となる。そのため後続工事での施工性を考慮し、管理用通路の嵩上げを減工し、嵩上げに不要となった現場発生土を処分する。その他、数量精査の結果、処分土量が増工する。

・取水管整備工及び、土砂運搬・処分時における現場安全管理のため交通誘導員を増工する。

（公表様式第６号）